



発行 東京都

目次

95

告示

○平成二十九年東京都人事行政の運営等の状況の公表………（総務局人事部人事課）…

告示

●東京都告示第六百六十二号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、平成二十九年東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小池百合子

I 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（平成28年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勲奨退職	普通退職	その他	
知事部局	1,552人	364人	89人	638人	33人	1,124人
行政委員会等	36人	13人	5人	2人	3人	23人
交通局	216人	117人	17人	23人	7人	164人
水道局	152人	125人	11人	11人	6人	153人
下水道局	173人	79人	5人	6人	0人	90人
教育庁（学校）	3,095人	1,627人	366人	786人	61人	2,840人
警視庁	2,090人	1,196人	99人	451人	34人	1,780人
東京消防庁	838人	566人	91人	128人	12人	797人
合計	8,152人	4,087人	683人	2,045人	156人	6,971人

（注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。

2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び消防区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。

3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。

なお、27年度中に実施した、28年度に向けた前倒し採用者を含む。

4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（平成28年度）

(1) 人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考

「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されておりとおりです。

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考
ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	1,982人	1,039人	1.9倍
中学校	591人	525人	1.1倍
高等学校	461人	187人	2.5倍
特別支援学校	182人	166人	1.1倍
合計	3,216人	1,917人	1.7倍

イ 東京都立学校4級職(主幹教諭・指導教諭) 選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	134 人	91 人	1.5 倍
中学校	47 人	30 人	1.6 倍
高等学校	61 人	52 人	1.2 倍
特別支援学校	42 人	9 人	4.7 倍
小計	284 人	182 人	1.6 倍
小学校	344 人	343 人	1.0 倍
中学校	156 人	155 人	1.0 倍
高等学校	74 人	74 人	1.0 倍
特別支援学校	21 人	21 人	1.0 倍
小計	595 人	593 人	1.0 倍
合計	879 人	775 人	1.1 倍

ウ 東京都立学校教育管理職選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
A選考	106 人	93 人	1.1 倍
小学校	159 人	150 人	1.1 倍
中学校	63 人	62 人	1.0 倍
高等学校	33 人	29 人	1.1 倍
特別支援学校	22 人	18 人	1.2 倍
小計	277 人	259 人	1.1 倍
小学校	34 人	33 人	1.0 倍
中学校	29 人	29 人	1.0 倍
高等学校	4 人	4 人	1.0 倍
特別支援学校	0 人	0 人	--- 倍
小計	67 人	66 人	1.0 倍
合計	450 人	418 人	1.1 倍

エ 東京都立学校校長職候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	565 人	114 人	5.0 倍
中学校	248 人	49 人	5.1 倍
高等学校	107 人	24 人	4.5 倍
特別支援学校	53 人	13 人	4.1 倍
合計	973 人	200 人	4.9 倍

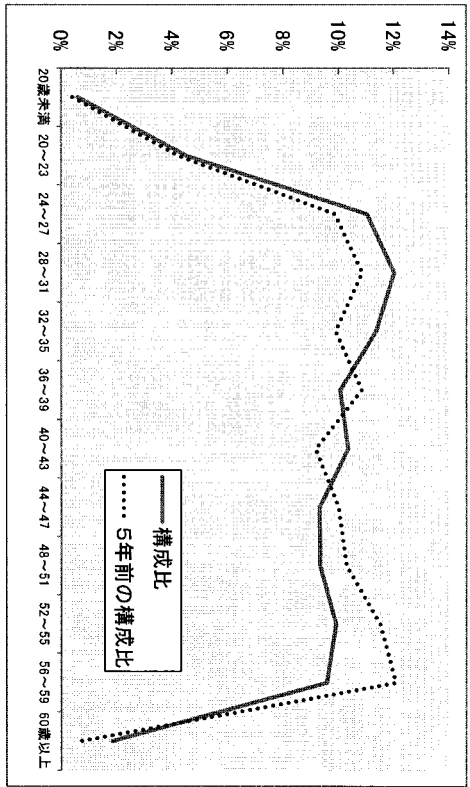
3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議事総務	149 人	149 人	0 人	増加理由：2020年オリンピック・パラリンピック大会の開催準備、児童相談所の体制強化、税務事務充実に伴う増減理由：(公財)東京都保健医療公社等の派遣職員の減、東村山老人ホームの廃止 (参考：人口10万人当たりの職員数 139.91人)
		労働	3,395 人	3,169 人	226 人	
		農林水産	3,009 人	2,952 人	57 人	
		土木衛生	678 人	669 人	9 人	
		衛生	624 人	615 人	9 人	
		計	504 人	491 人	13 人	
		教育部門	4,926 人	4,811 人	115 人	
		警察部門	2,871 人	2,828 人	43 人	
		消防部門	2,829 人	2,869 人	△40 人	
		小計	18,985 人	18,553 人	432 人	
公営企業等会計部門	病院	計	55,182 人	64,630 人	552 人	増加理由：救命救急体制の強化等 減少理由：執行体制の見直し等 (参考：人口10万人当たりの職員数 1105.75人)
		交通	47,223 人	46,865 人	358 人	
		水道	18,657 人	18,840 人	△183 人	
		下水道	150,047 人	148,888 人	1,159 人	
		その他	7,307 人	7,187 人	120 人	
		小計	7,531 人	6,352 人	1,179 人	
合計	170,915 人	169,259 人	1,656 人	(参考：人口10万人当たりの職員数 1259.54人)		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。
 2 []内は、条例定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、休職者、派遣職員、臨時職員、非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区分	職員数 (人)
20歳未満	992
20歳～23歳	8,109
24歳～27歳	18,527
28歳～31歳	21,255
32歳～35歳	19,381
36歳～39歳	17,811
40歳～43歳	16,980
44歳～47歳	16,666
48歳～51歳	14,838
52歳～55歳	17,098
56歳～59歳	15,486
60歳以上	3,772
計	170,915

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第23条の2第1項で「職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。

東京都では、東京都職員の人事考課に関する規程 (平成14年東京都訓令第1号) 等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評価結果等は、各種昇任選考や昇給、勤勉手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。知事部局における人事考課制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要																																						
一般職員	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成 ○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け ○ 業績とプロセスによる評価 ○ 全職員に求められる能力・姿勢をプロセス評価の認定要素として設定 ○ 希望者全員へ第一次評価結果を開示、評価結果に係る苦情相談制度を整備 <p>《評定者及び評定方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>4段階絶対評価</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>《認定要素》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>プロセス評価</td> </tr> <tr> <td>○ 仕事の成果</td> <td>○ 職務遂行力</td> </tr> <tr> <td>○ 組織支援力 (一般職)</td> <td>○ 組織運営力 (監督職)</td> </tr> <tr> <td>○ 取組姿勢</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 監督職とは、課長代理、統括技能長及び技能長をいう。 2 一般職とは、主任、主事、技能主任及び技能主事をいう。</p> <p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成 ○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施 ○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定 ○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用 ○ 評価結果の本人開示の実施 <p>《評定者及び評定方法》</p> <p>●管理職</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> <tr> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 被評定者が部長級の場合は、第一次評定についても局長が評定</p> <p>《評定要素 (一般行政系の場合)》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務の実績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	評定方法	4段階絶対評価	5段階絶対評価	業績評価	プロセス評価	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力	○ 組織支援力 (一般職)	○ 組織運営力 (監督職)	○ 取組姿勢		第一次評定	最終評定	評定者	局長	評定方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価	5段階絶対評価	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	評定方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価	業績評価	能力評価	職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)
第一次評定	調整者	最終評定																																					
評定者及び調整者	課長	部長																																					
評定方法	4段階絶対評価	5段階絶対評価																																					
業績評価	プロセス評価																																						
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力																																						
○ 組織支援力 (一般職)	○ 組織運営力 (監督職)																																						
○ 取組姿勢																																							
第一次評定	最終評定																																						
評定者	局長																																						
評定方法	5段階絶対評価																																						
5段階絶対評価	5段階絶対評価																																						
第一次評定	調整者	最終評定																																					
評定者及び調整者	課長	部長																																					
評定方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価																																					
業績評価	能力評価																																						
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																																						
管理職及び管理職候補者	<p>●管理職</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> <tr> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 被評定者が部長級の場合は、第一次評定についても局長が評定</p> <p>《評定要素 (一般行政系の場合)》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務の実績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評定	最終評定	評定者	局長	評定方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価	5段階絶対評価	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	評定方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価	業績評価	能力評価	職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																	
第一次評定	最終評定																																						
評定者	局長																																						
評定方法	5段階絶対評価																																						
5段階絶対評価	5段階絶対評価																																						
第一次評定	調整者	最終評定																																					
評定者及び調整者	課長	部長																																					
評定方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価																																					
業績評価	能力評価																																						
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																																						

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 27年度の 人件費率 %
28年度	13,530,053	6,743,871,421	320,427,577	1,524,172,149	22.6	21.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

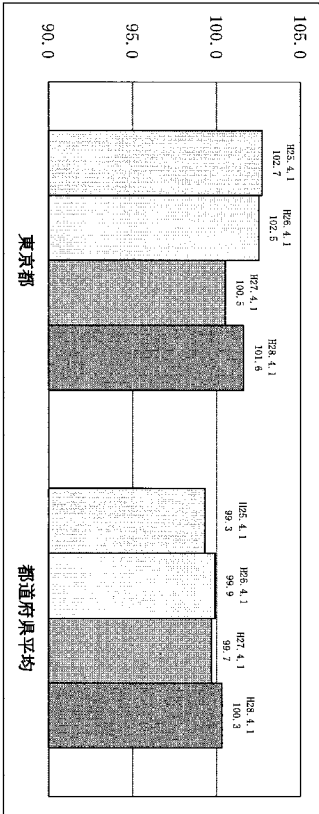
区分	職員数 A 人	給与				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計 B 千円		
28年度	148,888	584,953,873	265,783,876	268,910,716	1,119,648,465	7,520	7,153

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

3 都道府県平均は、平成27年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ランバイレス指数の状況(平成28年4月1日現在)



(注) 1 ランバイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

【参考】
都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う報告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。
平成28年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合には、都内民間企業の賃金水準は122.8となり都道府県でも最も高い水準にある。
都においては、今後とも引き続き、人事委員会報告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の報告			報告 (改定率) %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	
29年度	401,681	401,607	74 (0.02%)	---

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会報告において公民の4月分の給与額をランバイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区分	人事委員会の報告			
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月額 B 月	較差 A-B 月	報告 (改定月額) 月
29年度	4.51	4.40	0.11	0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤続手当の年間支給月額である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月実施)

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げること踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況 (平成29年4月1日現在)

ア 一般行政職				
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	41.5歳	314,841円	445,081円	396,007円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
都道府県平均	43.2歳	330,689円	418,752円	372,775円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	公務員		
			平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
東京都	49.3歳	1,453人	293,011円	395,511円	363,901円
うち准補職員	51.6歳	23人	348,496円	489,178円	435,387円
うち用務員	51.6歳	529人	273,833円	356,335円	337,446円
うち自動車運転手	51.1歳	44人	301,591円	491,352円	376,350円
うち守衛	51.4歳	37人	318,035円	473,797円	395,168円
うち電話交換手	42.3歳	47人	255,677円	331,845円	308,943円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
都道府県平均	52.0歳	243人	328,683円	386,373円	362,610円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東京都	—	—	—	A/B
うち准補職員	廃棄物処理従業員	45.3歳	290,300円	1.69
うち用務員	用務員	55.2歳	199,900円	1.78
うち自動車運転手	自家用自動車運転者	56.3歳	310,600円	1.58
うち守衛	守衛	58.6歳	271,200円	1.75
うち電話交換手	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較	民間 (D)	C/D
東京都	—	—	—
うち准補職員	7,774,687円	3,968,100円	1.96
うち用務員	5,767,395円	2,732,900円	2.11
うち自動車運転手	7,653,859円	4,182,100円	1.83
うち守衛	7,458,595円	3,632,300円	2.05
うち電話交換手	5,219,181円	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25年から27年までの3か年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等 (特殊・専修・各種) 学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	43.9歳	359,788円	465,684円
都道府県平均	44.8歳	379,204円	442,303円

エ 小・中学校 (幼稚園) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.7歳	340,459円	440,863円
都道府県平均	43.2歳	364,549円	421,596円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	38.8歳	317,997円	492,284円	399,188円
国	41.3歳	315,764円	—	371,411円
都道府県平均	38.5歳	320,757円	459,603円	368,050円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給与の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当 (時間外勤務手当) などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外

勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、平成28年国家公務員給与等実態調査及び平成28年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分	東京都	国
一般行政職	大学卒	総合職 182,700円 一般職 178,200円
	高校卒	146,100円
技能労務職	高校卒	142,000円
	中学卒	143,500円
教育職	大学卒	196,300円
	短大卒	179,400円
警察職	大学卒	210,100円 総合職 209,900円 一般職 206,900円
	高校卒	177,300円 168,400円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,401円	369,920円	396,822円	423,347円
	高校卒	229,773円	312,497円	341,077円	367,129円
技能労務職	高校卒	228,400円	285,019円	306,867円	323,775円
	中学卒	—	—	—	370,100円
高等学校	大学卒	301,589円	399,498円	416,078円	429,433円
	短大卒	247,125円	306,760円	382,950円	404,907円
小・中学校	大学卒	302,431円	401,459円	423,191円	436,266円
	短大卒	282,391円	384,848円	397,289円	422,946円
警察職	大学卒	288,122円	377,375円	392,370円	414,731円
	高校卒	255,035円	344,445円	376,239円	395,150円

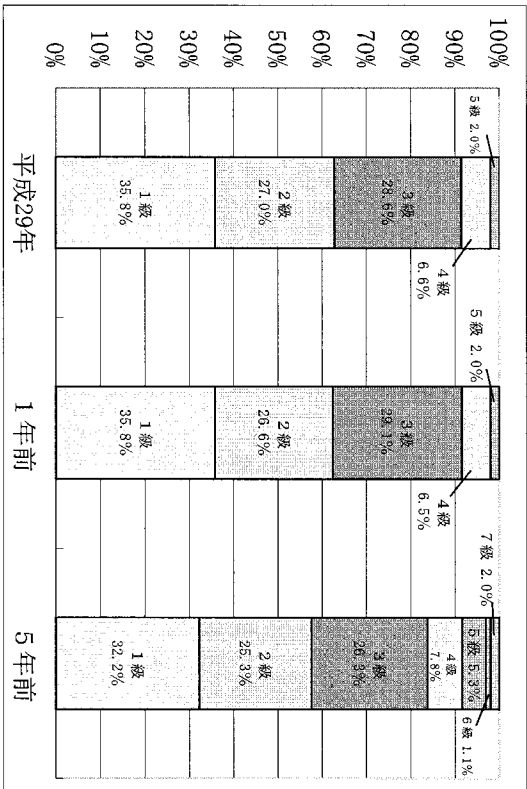
(注) 諸手当は含まれていない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	417人	2.0%	494,000円	526,700円
4級	課長	1,362人	6.6%	284,000円	455,000円
3級	課長代理	5,907人	28.6%	224,800円	415,100円
2級	主任	5,581人	27.0%	198,500円	362,500円
1級	主事	7,402人	35.8%	140,300円	324,300円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づき行政職給料表(一)の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成25年4月1日に7級制から6級制に変更(旧給料表の5級及び6級を廃止し、新たな5級を設置)している。
 2 平成27年4月1日に6級制から5級制に変更(旧給料表の3級及び4級を廃止し、新たな3級を設置)している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況
 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。
 なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 昇給への勤務成績の反映状況
 管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。
 一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末56歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。
 平成29年4月1日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員数12,156名中、上位区分（5号昇給～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給））に決定された職員は3,393名（27.9%）であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都		国	
1人当たり平均支給額（28年度）	1,810 千円	—	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.70 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.80) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 3～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況
 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。
 なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況
 部では、業績・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、再任用職員、教員及び現業系職員も含まれる職員に成績率を適用している。
 管理職（再任用職員を除く。）については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階（部長級は5段階、課長級は6段階）を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階（課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階）を決定している。
 平成28年12月の成績率は、部長級は10000分の17000から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の18500から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の15000から10000分の8455の範囲内、課長代理級以外の一般職員は10000分の13500から10000分の8465の範囲内で決定している。

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

	東京都		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
(支給率)				
勤続20年	23.50月分	23.50月分	勤続20年	20.445月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	勤続25年	29.145月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	勤続35年	41.325月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	最高限度額	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額 2,410千円			22,616千円	

(注) 1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度普通会計決算)	120,809,844 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度普通会計決算)	804,016 円		
支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
特別区、医師、歯科医師	106,681 人		20 %
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	12,619 人		16 %
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	18,554 人	20 %	15 %
立川市、東大和市	4,075 人		12 %
三鷹市、おきる野市	2,140 人		10 %
東久留米市、羽村市	1,271 人		6 %
武蔵村山市	577 人		3 %
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	536 人		0 %
袖ヶ浦市	89 人		16 %
藤沢市	2 人		12 %
市原市	32 人	12 %	10 %
八街市	4 人		3 %
鴨川市、館山市、網走町	70 人		0 %
島しょ地域	1,165 人	0 %	0 %
平均支給率		19.8 %	18.2 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度普通会計決算)	9,331,981 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度普通会計決算)	159,838 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	38.8 %		
手当の種類(手当数)		37 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 28年度決算
死体取扱・解剖等業務手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁職員	死体解剖等の業務	255,484 千円
危険現場等作業手当、高所危険手当、高所手	知事部局職員、教育庁職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,648 千円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治療・看護等の業務	1,572 千円
精神神経疾患診療等業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置入院に関する業務等	2,380 千円
と畜解体作業等業務手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業務等	23,528 千円
放射線・有害物等取扱業務手当、放射線業務従事手当、放射線取扱手当、有害薬品取扱手当	知事部局職員、学校職員、警視庁職員	放射線の操作業務等	7,352 千円
船舶勤務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員	船員法の適用を受ける職員の乗船勤務	16,562 千円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	5,720 千円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事務	298,419 千円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	23,735 千円
交替制勤務者等業務手当、深夜特殊業務手当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員、東京消防庁職員	深夜交替制勤務等の業務	2,308,364 千円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の保育・介護等の業務	4,704 千円
小空原業務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員	小空原に所在する都庁の業務	19,364 千円
			日額 1 勤務 410 ~ 3,900 円、1 回 650 ~ 10,000 円
			日額 1 勤務 200 ~ 1,090 円
			日額 300 ~ 700 円
			日額 1 勤務 180 ~ 390 円
			日額 1,740 ~ 2,880 円
			日額 190 ~ 270 円
			日額 360 ~ 640 円
			日額 660 円

指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	14千円	日額4,500円
産科医業務手当	知事部局職員	分べんに係る業務等	—	1回10,000～20,000円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	—	1勤務20,000円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,334千円	日額750～2,700円
分べん介助業務手当	知事部局職員	分べんの介助業務	—	1回3,000円
新生児担当医業務手当	知事部局職員	新生児特定集中治療室(NICU)に入院する新生児に対する診療業務	—	新生児1人10,000円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	2,053千円	日額520円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	20,180千円	日額710～980円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,526千円	日額200円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	2,499,841千円	日額1,700～6,400円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,098,194千円	日額200～3,000円、1件310～410円
交通整理取締り手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	99,280千円	日額300～510円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	131,208千円	日額370円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	999,994千円	日額300～500円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	23,046千円	1件5,400円、日額250～5,500円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救助、救助、国際緊急救助活動等	47,674千円	1回480～840円、日額250～8,000円

管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管制業務	10,328千円	日額200円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	96,139千円	日額640～1,230円、1時間400～8,120円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,920千円	日額350円
出動手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	418,863千円	1回220～900円、日額2,600～5,500円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	841,938千円	1回200～500円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	8,135千円	日額380円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	42,449千円	日額300円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	15,519千円	日額220円

(5) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(28年度普通会計決算)	53,434,126千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度普通会計決算)	355千円
支給実績(27年度普通会計決算)	51,394,307千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度普通会計決算)	345千円

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給対象者、支給単価	支給実績(28年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度普通会計決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 配偶者 10,000円(課長級は8,000円) (2) 子 7,500円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は11,500円) (3) 配偶者がいない子 10,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は11,500円) (4) 交付等 6,000円	国の制度との異なる	【国】 (1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の子 11,000円 (3) 配偶者がいない場合の扶養親族 6,500円(配偶者親族1人は11,000円) ※満22歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 5,000円	13,797,573千円	225,112円

住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等に支給するが、年度末前35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分 【国】 借家・借間支給限度額 27,000円	3,359,067千円	194,177円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ探る等による欠員補充が困難である職員に支給 【支給額】 ①医師・歯科医師 145,000～306,900円 ②部外施設等 118,000～268,500円 ③監察医務院 68,000～202,000円 ④保健所・都立病院等 52,000～175,100円 ⑤本庁・研究所 18,000～121,900円 ⑥助産師・看護師等 900～3,800円 ※(1)は大学卒業後40年間、(2)は学校等卒業又は修業年限超過後5年間支給	異なる	支給対象者、支給対象区分 【国】 ①離島・へき地 56,600～413,800円 ②人口が少ない市町村 53,800～368,000円 ③地帯手当5級地以下 48,500～308,000円 ④地帯手当4級地 38,300～250,600円 ⑤地帯手当1～3級地 27,100～184,300円 ⑥医系教育 17,200～60,600円 ⑦研究者等 20,000～100,000円 ※(1)及び(2)は採用から35年間、(3)は採用から10年間支給	291,583千円	1,121,473円
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し、通費等の負担を常用員の使用手元で負担し、交通機関等を利用する職員に支給 【支給額】 (1)原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり限度額55,000円) (2)交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～③)×6ヶ月 ①通勤不便3,900～29,700円 ②通勤者4,500～37,200円 ③交通機関・交通用具併用者原則として(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額55,000円)	異なる	支給対象者、支給割合 【国】 距離制限、加算額 (1)距離制限60km以上 (2)加算額8,000～70,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上の場合に加算)	20,649,467千円	158,405円
給料の特種別調整手当(管理職)	【内容】異にする異動又は在勤する公署の移動に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満足する職員に支給 【支給額】 (1)基礎額30,000円 (2)加算・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島・上等の場合(加算) 6,000～70,000円	異なる	支給対象者、支給割合 【国】 46,300～146,400円	9,057,730千円	1,078,045円

特勤手当等	【内容】その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に支給 【支給額】 (1)特別手当(給料の月額×扶養手当)×1/2(理)に受ける(給料)×扶養手当×1/2 (2)特別勤務手当に準ずる手当(特別勤務時の給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～6/100)	異なる	支給割合 【国】 特勤勤務手当 4/100～25/100 (2) 特勤勤務手当に準ずる手当 2/100～6/100	590,673千円	943,567円
へき地手当等	【内容】その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に支給 【支給額】 (1)特別手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～4/100) (2)へき地手当に準ずる手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～4/100)			636,550千円	954,348円
定時制教育手当	【内容】定時制の課程又は通信制の課程に支給 【支給額】 (1)特別手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(2/100～9/100) (2)へき地手当に準ずる手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～8/100)			230,387千円	175,734円
産業教育手当	【内容】水産又は工業に関する課程を履修し、水産又は工業に関する職業を主として担任する教育職員等に支給 【支給額】 (1)特別手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(4/100～8/100)			238,112千円	254,938円
義務教育特別手当	【内容】義務教育等に勤務する教育職員等に支給 【支給額】 (1)特別手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(4/100～8/100)			3,669,918千円	60,929円
農林漁業普及指導手当	【内容】農林漁業普及指導員等に支給 【支給額】 (1)特別手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(4/100～8/100)			10,135千円	253,375円
宿日直手当	【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務しに都合に支給 【支給額】 (1)特別手当(給料の月額×扶養手当)×支給割合(4/100～8/100) (2)特別勤務手当に準ずる手当(特別勤務時の給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～6/100)	異なる	支給割合、支給対象者 【国】 一般の宿日直 4,200円 (2) 特別の宿日直 5,100～7,200円 (3) 医師当直 20,000円 (4) 常直 21,000円 ※5時間未満は1/2の額	1,028,942千円	180,326円

管理職 特別勤務 手当	【内容】 ① 指定職給料表適用職員：管理職が臨時又は緊急の必要により、休日又は休日に勤務した場合に支給 ② 管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、前週の休日又は休日以外の日の午前5時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000円～18,000円 (勤務時間から6時間超の場合は、6,000円～27,000円) (2) 2,000円～6,000円	異なる	支給単価 【国】 (1) 6,000円～18,000円 (勤務時間が6時間超の場合)は、9,000円 (2) 3,000円～6,000円	283,031千円	368,051円
夜勤手当	【内容】 10 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	7,501,608千円	161,096円
休日給	【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が、勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	同じ	—	20,638,393千円	1,035,180円
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給 (11～3月のみ)	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	給料月額等
知事	582,400円 (1,456,000円)
副知事	1,189,000円
教育長	1,107,000円
議長	1,016,800円 (1,271,000円)
副議長	917,600円 (1,147,000円)
議員	817,600円 (1,022,000円)
期末手当	(28年度支給割合) 3.30月分 3.30月分 3.30月分
退職手当	(28年度支給割合) 3.30月分 3.30月分 3.30月分

(注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。

- 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(知事及び副知事は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
- 知事、議長、副議長及び議員は、特例条例により、給料・報酬等を減額している。()内は、減額前の月額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	
				%	(参考) 27年度の総費用に占め る職員給与費比率
28年度	51,214,103	992,488	27,371,937	53.4	53.4

区分	職員数 A 人	給 料		与 費		1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		千円	千円	千円	千円		
28年度	2,969	10,164,998	6,714,819	4,617,927	21,497,744	7,241	7,665

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 都道府県平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月額収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月額収額
東京都	47.8 歳	364,088 円	614,676 円
団体平均	45.6 歳	362,405 円	606,609 円

- (注) 1 平均月額収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業（高速鉄道事業を含む。）の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(ウ) バス事業(運転手)

区分	公 務 員		
	平均年齢	職員数	基本給
東京都	48.0 歳	1,985 人	347,237 円
団体平均	48.1 歳	1,076 人	343,133 円

区分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月額収額 (B)	
東京都	営業用 バス運転者	46.5 歳	404,200 円	A/B 1.47
団体平均	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較	民間 (D)	C/D
東京都	7,112,189 円	4,851,000 円	1.47

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成25年から27年までの3年平均）
 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
 3 平均月額収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
 4 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均月額収額を12倍した試算値である。

ク 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,537 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,810 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

東京都		参考 (東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続 20 年	(支給率)	自己都合 勤続 20 年
	23.50 月分		23.50 月分
	31.50 月分		31.50 月分
	45.00 月分		45.00 月分
	45.00 月分		45.00 月分
	45.00 月分		45.00 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,945千円 14,578千円 1人当たり平均支給額 2,410千円 22,616千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ロ) 地域手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (28 年度決算)	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
2,125,293 千円	特別区、青梅市	20.0%	3,041 人	20.0%

(ハ) 特殊勤務手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (28 年度決算)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
183,020 千円	76.9 %	180,408 千円	1,200 円
80,131 千円		180,408 千円	1,200 円
76.9 %		180,408 千円	1,200 円

(ニ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (28 年度決算)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (28 年度決算)
3,430,426 千円		1,155 千円	3,507,283 千円
		1,197 千円	

(ホ) その他の手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	職の制度の異なる内容	支給実績 (28 年度決算)	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (28 年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 配偶者 10,000 円 (課長級は 8,000 円) (2) 子 7,500 円 (子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 11,500 円) (3) 配偶者がいない子 10,000 円 (子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 11,500 円) (4) 父母等 6,000 円	同じ	—	448,772 千円	238,455 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 【支給額】 52,000~175,100 円 ※大学卒業後 40 年間	同じ	—	13,035 千円	197,502 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000~175,100 円 ※大学卒業後 40 年間	同じ	—	536 千円	※
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常用とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額 (1月当たり限度額 55,000 円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①、②) × 6 月 ①一般：2,600~15,000 円 ②障害者：4,500~37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1月当たり限度額 55,000 円)	同じ	—	387,614 千円	136,725 円

単身赴任 手当	【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800円	同じ	—	31,423千円	1,122,252円
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員 特別勤務 手当	【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、強時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2)2,000～6,000円	同じ	—	13千円	※
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前3時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	63,676千円	49,630円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率 %
28年度	131,127,672	32,911,415	34,870,955	26.6	24.8

区分	給与費				1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
	職員数 A 人	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
28年度	3,609	12,997,993	8,129,616	6,000,421	27,128,030	7,517
						7,897

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

3 都道府県平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	44.1歳	381,694円	639,138円
団体平均	43.9歳	373,198円	622,398円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(うち地下鉄(運転士))

区分	公務員		
	平均年齢	職員数	基本給
東京都	46.3歳	628人	383,744円
			648,420円

区分	民間		参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
全国計	電車運転士	39.8歳	544,400円
			1.19

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
東京都	公務員(C)	民間(D)	C/D
	7,781,034円	6,532,300円	1.19